

広島県教育委員会教育長告示第二号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条の規定によって、技能教育のための施設における連携科目等を次のように指定し、及び指定を解除した。

平成二十五年四月一日

広島県教育委員会

教育長 下崎 邦明

一 指定技能教育施設の名称及び所在地

1 名称 専門学校きくのファッションデザインカレッジ

2 所在地 広島市佐伯区八幡一丁目一四番三号

二 連携科目等の追加指定

追加して指定する連携科目	追加して指定する連携科目に対応する 高等学校の科目
生活産業情報	生活産業情報
ファッション造形基礎	ファッション造形基礎
ファッション造形	ファッション造形

三 連携科目等の指定の解除

指定を解除する連携科目	指定を解除する連携科目に対応する 高等学校の科目
手芸	手芸